

令和元年第4回広尾町議会定例会 第3号

令和元年12月13日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議案第85号 令和元年度広尾町一般会計補正予算（第4号）について
- 3 議案第86号 令和元年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 4 議案第87号 令和元年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 5 議案第88号 令和元年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）について
- 6 議案第89号 令和元年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 7 議案第90号 令和元年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）について
- 8 議案第91号 令和元年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 9 発議第13号 「再編統合」対象の公立・公的病院名公表の撤回を求める意見書の提出について
- 10 発委第4号 閉会中の委員会継続調査について

○出席議員（13名）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 浜野 隆 | 2番 萬亀山 ちず子 |
| 3番 北藤 利通 | 4番 前崎 茂 |
| 5番 志村 國昭 | 6番 山谷 照夫 |
| 7番 星加 廣保 | 8番 渡辺 富久馬 |
| 9番 小田 英勝 | 10番 小田 雅二 |
| 11番 旗手 恵子 | 12番 浜頭 勝 |
| 13番 堀田 成郎 | |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

- | | |
|-------------|-----------|
| 町 長 | 村 瀬 優 |
| 副 町 長 | 田 中 靖 章 |
| 会 計 管 理 者 | 山 崎 勝 彦 |
| 兼 出 納 室 長 | 山 崎 勝 彦 |
| 総 務 課 長 | 白 石 晃 基 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 柏 崎 弥 香 子 |

併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	折 笠 博 和
併 総 務 課 主 幹	山 岸 雄 一
企 画 課 長	雄 谷 幸 裕
企 画 課 長 補 佐	及 川 隆 之
住 民 課 長	齊 藤 美 津 雄
住 民 課 長 補 佐	佐 藤 直 美
住 民 課 長 補 佐	楠 本 直 美
兼 住 民 課 長 補 佐	村 上 洋 子
保 健 福 祉 課 長	宝 泉 大
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 所 長	宝 泉 大
兼 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	宝 泉 大
健 康 管 理 セ ン タ ー 長	村 上 洋 子
保 健 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 長	浜 頭 力
保 健 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 長 補 佐	山 崎 義 和
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 長	道 田 尚 子
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 副 園 長	成 田 ま ゆ み
兼 豊 似 保 育 所 長	成 田 ま ゆ み
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石 輝 義
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 次 長	佐 藤 清 美
兼 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石 輝 義
兼 養 護 老 人 ホ ー ム 次 長	佐 藤 清 美
農 林 課 長	平 浩 則
農 林 課 長 補 佐	寺 井 真
兼 町 営 牧 場 長	平 浩 則
水 産 商 工 観 光 課 長	室 谷 直 宏
建 設 水 道 課 長	前 田 憲 一
建 設 水 道 課 主 幹	北 藤 盛 通
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	前 田 憲 一
港 湾 課 長	森 谷 亨
港 湾 課 長 補 佐	安 岡 伸 弘

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅 原 康 博
管 理 課 長	山 岸 直 宏
管 理 課 長 補 佐	山 畑 裕 貴

学校給食センター所長	山	岸	達	也
社会教育課長	小	川	浩	司
図書館長	奥	村	京	子
兼海洋博物館長	小	川	浩	司

〈選挙管理委員会〉

委員長	辻	田	廣	行
併書記	白	石	晃	基

〈監査委員〉

代表監査委員	大	林		忠
併書記	道		淳	一

〈公平委員会〉

委員長	木	下	利	夫
併書記	白	石	晃	基

〈農業委員会〉

会	今	村	弘	美
事務局	西	脇	秀	司

○出席事務局職員

事務局	道		淳	一
次長	保	坂	一	也
総務係主事	西	村		萌

◎開議の宣告

- 1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、北藤利通議員、9番、小田英勝議員を指名します。

◎日程第2 議案第85号～日程第8 議案第91号

- 1、議長（堀田） 日程第2、議案第85号 令和元年度広尾町一般会計補正予算（第4号）についてから日程第8、議案第91号 令和元年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの7件を一括議題とします。
提出者に提案理由の説明を求めます。
村瀬町長、登壇願います。

- 1、町長（村瀬） それでは、議案第85号 令和元年度広尾町一般会計補正予算（第4号）から議案第91号 令和元年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第85号についてであります。

本案は、令和元年度広尾町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,133万5,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を73億1,195万9,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条は、継続費でありまして、地方自治法の規定により、数年度にわたって支出することができる経費の総額及び年割額の変更を第2表でお示しをするものであります。

第3条は、債務負担行為の補正でありまして、債務負担行為の追加を第3表でお示しをするものであります。

第4条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第4表でお示しをするものであります。

46ページの第2表、継続費であります。

変更として、7款土木費、5項住宅費、事業名、公営住宅整備事業、費用の総額を5,923万8,000円に改めるとするものであります。年割額といたしまして、令和元年度を3,723万8,000円に改めるものであります。

第3表、債務負担行為の追加であります。

事項として、老人福祉施設等給食業務委託料であります。期間を令和2年度、限度額を2,553万4,000円とするものであります。詳細については、後ほど補足説明をいたします。

続きまして、第4表、地方債補正であります。

限度額の変更でありまして、公営住宅整備事業債、辺地対策事業債及び過疎対策事業債につきまして、事業の確定見込みによる減額整理を行うものであります。

町債の合計から320万円を減額し、6億3,354万2,000円とするものであります。

なお、歳入歳出の詳細につきましては、総務課長より補足説明をいたさせます。

続きまして、議案第86号についてであります。

本案は、令和元年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであるとあります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ63万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を7,509万円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるとあります。

次のページの歳入であります。

一般会計繰入金を整理するものであります。

次に、歳出であります。

1款1項簡易水道費は、回数の増加による浄水場ろ過砂除去委託料の追加、漏水箇所の増による修繕料の追加のほか、事業費の確定見込みによる減額及び財源内訳の整理をするものであります。

2款1項公債費は、財源内訳の補正であります。

続きまして、議案第87号についてであります。

本案は、令和元年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであるとあります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ31万5,000円を減額し、歳入歳出の総額を3億9,998万2,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるとあります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。

次のページの歳入であります。

事業費の確定見込みにより一般会計繰入金及び町債を整理するものであります。

次に、歳出であります。1款1項一般管理費219万4,000円の減額であります。確定による消費税の減であります。同款2項施設管理費53万3,000円の追加につきましては、汚水ますの修繕料及び下水終末処理場の医薬材料費の追加であります。

2款1項事業費134万6,000円の追加であります。10月4日に発生した大雨により損壊した西通排水区流末の補修工事及び個別排水浄化槽の修繕並びに口座振替手数料の追加であります。

3款1項公債費は、財源内訳の補正であります。

第2表であります。

地方債補正であります。限度額の変更でありまして、資本費平準化債につきまして、限度額を変更するものであります。

町債の合計に310万円を追加し、9,220万円とするものであります。

次に、議案第88号についてであります。

本案は、令和元年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものとしてあります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ133万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を9億9,536万5,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしてあります。

次のページの歳入であります。

7款1項国庫補助金133万4,000円は、国保電算システム改修に係る補助金の追加であります。

次に、歳出であります。

1款1項総務管理費133万4,000円は、国保のオンラインによる資格確認に対応するためのシステム改修費等の追加であります。

次に、議案第89号についてであります。

本案は、令和元年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものとしてあります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ408万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を7億2,178万1,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしてあります。

次のページの歳入であります。一般会計繰入金を整理したものであります。

次に、歳出であります。

1款1項総務管理費33万5,000円の追加は、職員手当の追加であります。

4款1項総合事業費352万5,000円の追加につきましては、利用者の増加によるサービス利用費等の追加であります。4款2項包括的支援事業・任意事業費22万5,000円の追加につきましては、職員手当の追加であります。

次に、議案第90号についてであります。

本案は、令和元年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものとしてあります。

第1条は、歳入歳出の総額からそれぞれ689万4,000円を減額し、歳入歳出の総額を2億5,363万7,000円とするものであります。

第2項は、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしてあります。

ります。

第2条は、債務を負担する行為をすることができる事項、期間、限度額を第2表の債務負担行為でお示しをするものであります。

次のページの歳入であります。

1款1項介護給付費収入2,212万8,000円の減額につきましては、入所者数の減による介護保険収入の減額であります。

同款2項負担金収入413万4,000円の減額につきましては、同じく入所者数の減による自己負担金の減額であります。

2款1項繰入金は、一般会計からの繰入金を整理するものであります。

4款1項雑入は、施設警備に係る社会福祉協議会からの負担金の確定見込みによる減額であります。

次に、歳出であります。

1款1項施設介護サービス事業費691万5,000円の減額は、臨時職員賃金及び社会保険料の減額並びに職員手当の追加であります。1款2項短期介護サービス事業費2万1,000円の追加は、職員手当の追加であります。

第2表、債務負担行為であります。

事項として、老人福祉施設等給食業務委託料であります。期間を令和2年度、限度額を4,539万4,000円とするものであります。なお、この詳細につきましても、後ほど補足説明をさせていただきます。

次に、議案第91号についてであります。

第1条は、令和元年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条の収益的支出であります。予算第4条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。第1款第1項営業費用に24万6,000円を追加するものであります。

補正の内容であります。水質検査回数が増えるによる手数料の追加であります。

以上、議案第85号から議案第91号までの補正予算について提案の理由とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

白石総務課長。

1、総務課長（白石） それでは、補足説明をさせていただきます。

A4判、横のほうで追加の議案資料としまして配付いたしました、第3表の債務負担行為について、資料に基づきまして説明をしたいと思います。

今回、老人福祉施設等給食業務委託料としまして、追加補正しております債務負担行為の限度額につきましては、左側の表のとおり、一般会計ほか合計額としまして、7,092万8,000円として設

定するものであります。

この内訳につきましては、右側の表のとおりでありまして、人件費ほか各内訳のとおりであります。各会計ごとの限度額設定に当たりましては、矢印にある注釈のとおり、食数により案分し、設定しているものであります。下段の部分につきましては、参考として表記をしております、令和2年4月1日から給食の提供を受けるため、本補正予算の可決後に契約行為等の事務処理を行うとするものであります。

また、議案第90号における債務負担行為についても同様であります。

それでは、事項別明細書によりまして、一般会計補正予算（第4号）の部分につきまして説明をさせていただきます。

初めに、明細書6ページの歳出から説明をいたします。

初めに、本補正予算の歳出におきましては、各費目に共通しまして支出の確定見込みによる補正を行っております。

また、各特別会計への繰出金につきましても、確定見込みによるものについては説明を省略させていただきます。

それでは、そのほか主な補正内容について説明いたします。

それでは、6ページ中段の2款総務費、1項総務管理費、3目財務管理費、13節委託料につきましては、会計年度任用職員の創設に伴う財務システム改修委託料の追加、25節積立金は、ふるさと納税寄附金に係る基金への積立額の整理であります。

7目企画費、19節の負担金補助及び交付金は、企業等誘致促進期成会に係る補助金の追加であります。

次のページ、13目OA化推進費、19節の負担金補助及び交付金は、会計年度任用職員の創設に伴う給与システム改修に係る協議会負担金の追加であります。

次の8ページをお願いいたします。

8ページの最下段、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、25節積立金は、寄附金の基金への積立額整理、3目養護老人ホーム施設費は、人件費等にかかわる補正であります。

次、9ページ、4目障害者母子福祉費、20節の扶助費は、補装具の申請増に伴う追加、8目後期高齢者医療費、13節委託料は、受診者の増に伴う追加であります。

次に、めくりまして10ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目環境衛生費、11節需用費は、ごみ袋印刷代の追加であります。

次、11ページ、3目予防費は、職員手当及び帯広厚生病院運営費補助金の追加であります。

次、めくりまして12ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費、8節の報償費は、エゾシカ等捕獲数の件数増に伴う奨励金の追加、2目林業振興費、11節の需用費は、森林譲与税の活用による乳児用玩具の購入代、19節負担金補助及び交付金は、対象面積の増による人工造林事業等補助金の追加であります。

次、13ページ、6款商工費、1項6目のふるさと納税推進費は、ふるさと納税事業に係る謝礼等の追加であります。

7款土木費、1項土木管理費、2目車両費、11節の需用費は、大型バスの修繕料追加、3目街路灯費、11節の需用費は、街路灯の修繕及び移設に伴う修繕料の追加であります。

めぐりまして、14ページをお願いいたします。

7款2項道路橋りょう費は、道路補修工事費の追加及び事業の確定による整理、3項港湾費、2目港湾管理費、15節工事請負費は、港内補修工事費の追加、次、15ページ、7款5項住宅費、1目住宅管理費、11節需用費は、維持管理修繕料の追加、2目公営住宅建設費、15節の工事請負費は、錦町公営住宅14号棟の新築工事の完了による整理であります。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費、19節の負担金及び交付金は、通学費助成金の追加、25節積立金は、寄附金の基金への積立額の整理であります。

次、16ページをお願いいたします。

9款2項小学校費、1目学校管理費は、体育館暖房機の修繕、故障に伴うパソコン購入費の追加であります。3項中学校費、1目学校管理費は、光熱水費及び寄附金による学校備品購入費の追加であります。

次、18ページをお願いいたします。

9款6項1目学校給食費、11節需用費は、排水処理ポンプ等の修繕料を追加するものであります。

12款の予備費は、予算総額の調整であります。

戻りまして、3ページからの歳入であります。

歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金及び3項国庫委託金は、確定及び見込みによる整理であります。

15款道支出金、2項1目民生費道補助金、3節児童福祉費補助金は、多子世帯の保育料軽減支援事業補助金の追加であります。その下、3項道委託金は、確定見込みによる整理であります。

めぐりまして、4ページをお願いいたします。

16款財産収入、2項2目物品売払収入は、町営牧場の生草売り払い収入の追加であります。

17款寄附金、1項2目指定寄附金は2件の追加、3目ふるさと納税寄附金は、見込みによる整理であります。

18款繰入金、1項1目繰入金は、ふるさと納税の寄附に対する返礼品等の経費に充当するため、まちづくり基金から繰り入れを行う補正であります。

20款諸収入、5項2目の雑入にありましては、町有自動車共済金の追加及び放課後児童クラブ入会負担金の減額補正であります。

21款町債、1項町債は、各事業費の確定見込みに伴う整理であります。

以上、補正予算に係ります補足説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計から各会計ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、一般会計から各会計ごとに審議を行います。

申し上げます。本案7件については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

初めに、議案第85号 令和元年度広尾町一般会計補正予算（第4号）についてを審議します。

初めに、歳出に対する質疑の発言を許します。

10番、小田議員。

1、10番（小田） 事項別明細書の中で、一般会計の部分で4ページに歳入で1,800万円ふるさと納税寄附金とあって、そして、したがってそれに伴い、今度6ページの中段に1,925万8,000円の基金積み立てというふうに出てきますけれども、この差額について、まず明確に簡単にわかりやすいように説明していただけますか。

1、議長（堀田） 白石総務課長。

1、総務課長（白石） まず、歳入の関係であります。

1、議長（堀田） 今、歳出のほうですけれども。

白石総務課長。

1、総務課長（白石） 済みません。内訳の部分でありますけれども、特殊財源の内訳のほうにございます快適な地域づくり寄附金から農山漁村交流から始めるまち・ひとづくり寄附金の内訳の部分を積算した部分で積立金となっております。

（「それで終わりですか」の声あり）

1、議長（堀田） 10番、小田議員。

1、10番（小田） 1,800万円と1,925万8,000円のこの差額については、基本的に歳入があってこれを積み立てしていくわけだけれども、ここで増えているのはどういうことですかということなのですが、これは、わかりやすく説明してもらいたいと思うのですけれども。

1、議長（堀田） 暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時29分 再開

再開します。白石総務課長。

1、総務課長（白石） 申しわけございません。1,800万円の内訳につきましては、歳入のほうに記載になっているのですけれども、快適な地域づくり寄附金から子ども農山漁村交流から始めるまち・ひとづくり寄附金の部分でありまして、健康で幸せな地域づくり寄附金については社会福祉振興基金のほうに積み立てていると。そして、もう一つの部分の教育・文化を高める地域づくり寄附金については、教育振興基金に積み立てているというような形であります。

1、議長（堀田） 10番、^{おだ}小田議員。

1、10番（^{おだ}小田） それで、いつもこのふるさと納税にかかわっては、積み立ての仕方が問題になるのでありますが、今のこの歳入の1,800万円から本来、いろんな考え方があると言いながらも、この1,800万円から13ページの中段にいろんな経費、ふるさと納税の事業を推進するに当たってのいわゆる報償費として、ここに904万9,000円と13万9,000円と258万9,000円と。これの合計、つまり1,177万7,000円が単純にかかっている費用とすることができると思うのですけれども、この金額を先ほどの1,800万円から引くと622万3,000円が真水という言葉も出てきていますけれども、この積み立てすべき金額はちょっと1回言わせてもらおうと、622万3,000円を積み立てすると一番わかりやすいというふうに考えるのです。この積み立てする場合、これはいろんな項目に分かれているけれども、どの分、この分ということで最終的に色づけがされて入っていくのだけれども、実際にこの予算書ですっと見ていくと、この分についてはどの分というふうには最終的に、この分でこれが残っているというふうな色づけというのは、そちらで計算すればできるけれども、できない状態できてますよね。ちょっと質問がおかしいかな。

いつも問題になっているのだけれども、こういう経費を差し引いた分を積み立てにするかしないか、単純なそういうことなのではあるけれども、そのことを私は前に副町長は両方、いろんなやり方、2つというかあって、広尾町としてはこの形だというふうに言うけれども、一番大事なことは、どっちの方法がわかりやすく、議会において説明しやすいかということと、どっちが町民にとってわかりやすいか。入ってきたお金が最終的に経費、ふるさと納税についてはいろいろお金かかるわけだから、それを除いて、そして幾ら残ったということが、どっちがわかりやすいかということをもまずお答えしてほしいのです。それがやっぱり基本的にこのふるさと納税を処理するに当たっての一番大事なポイントだと思うのですけれども、そのことを踏まえてお答えいただければと思います。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） ふるさと納税の寄附金の内訳、積み立ての方法、過去にもご質問いただいているところでありますけれども、今回のこの補正予算の部分で申し上げますと、どういった方法がわかりやすいのかというご質問でありますけれども、4ページのちょっと説明をさせていただきます

すと、寄附金に計上させていただいている1,800万円、これは今年度、これから寄附をされるであろうという見込みも含めて今回1,800万円を補正させていただきました。これは、寄附金としてそれぞれの科目において積み立てをすると。これは過去からも、以前も申し上げさせていただいておりますけれども、当年度に寄附があったものについては、その年に一旦その基金に積み立てをさせていただく。そして、その年に事業に充当させていただく分については、過去の基金の中から繰り入れをさせていただくということで、今回同じ4ページにあります18款の繰入金、この中から1,198万円、それと2万円の部分については一般の寄附金でありますけれども、この1,200万円を充当させていただいているというところで整理をさせていただいております。

今、小田議員さんのほうから、どういった方法がということでありますけれども、過去から町のほうではそういったやり方で、きちっと年度の中で積み立てるべきものは積み立てる、そして必要な事業について充当させていただくものについては繰り入れをさせていただくと、そういう整理をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

1、議長（堀田） 10番、小田議員。

1、10番（小田） ちょっとよくわからなかったのですけれども、年度ごとには、それはきちっとしているというのはわかりますよ。そうでないと、大変なことになる。だけれども、私が言うのは、項目ごとにきちっと最後までわかりやすく、これはこの分で基金として残っている分ということで、そういう説明は例えば何年後かにもできることになりますか。ということですね。何かちょっと乱暴な言い方だけれども、一緒にたになってしまって、最後こっちがプラスでこっちがマイナスだみたいな格好で基金が使われていくと、大変なことになるのではないかなというふうに心配するのですけれども、そういうことはないですか。

以上。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 今ご指摘の部分でありますけれども、きちっと基金ごとに整理をさせていただいております、決算の中でもお示しをさせていただいているところであります、ふるさと納税で寄附された部分が幾らあって、そしてそれをその年度に幾ら使ったのか、きちっと整理をした中で会計、年度ごとに整理をさせていただいておりますので。

1、議長（堀田） 10番、小田議員。

1、10番（小田） だけれども、ちょっとまた戻るけれども、先ほどの経費を引いた分、大事なポイントですね、引いた分で幾ら水揚げがあったと言ったら変な言い方だけれども、幾ら純益といいますか、使える分があったということがわからないですよね。これ、予算全部ひっくり返して見て

いくと、この部分が入ってきて、この部分で使っていくということで自己計算はできるけれども、だけれども、この表面上は項目ごとにいろいろ分かれてしまっているから、わかりにくいのではないかなと思うのですけれども、そんなことはないですか。

以上。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 同じことの繰り返しになるのですけれども、その年度に寄附されたものについては、その年度に積み立てをさせていただいて、必要な事業には後年次充当させていただくということで、今、必要経費を差し引いてということのお話でありますけれども、その部分については、この整理の中では行っていないというところであります。個別にそれを別な形で計算をすれば、当然それは出てきますけれども、その必要経費を差し引いてということについては、今まで議論いただいている中でもやっていないわけでありまして、あくまでもその年度に寄附をいただいたものを積み立て、そして後年次に取り崩しをさせていただくと、そういう整理で、これからもそういう形でさせていただきたいと思っています。

1、議長（堀田） 10番、^{おだ}小田議員。

1、10番（^{おだ}小田） 副町長が言った今の最後のポイント、そのことについては今までどおりやりたいと言うけれども、別表と言ったら変だけれども、きちっとわかりやすい真水の部分はこうなりますというような表はつくれないですか。2つの方法があって、2つというか、町村によって真水をきちっと正確に出して、それを基金というふうに行っているところと、そうでないうちのところがありますね、今現在。そうした場合、そういうこれだけ何回も質問されているのだから、その2種類といっても同じことなのだけれども、わかりやすく説明できる、真水の部分はこうなりますというような計算書みたいなものがあった方がいいのではないですか。それがわかりやすいですよ、基本的に。そうですね。自分たちにとってもわかりづらい。

なぜ、その2つを、計算上できなくはないわけだから、やっていただければいいのです。だって、わかりやすく公開することが町としてのやはり責任だとも思うのです。別に違うものを出せなんて言っていないわけですから。もともとは同じなのだけれども、だけれども経費を引いてこうなるという計算と、経費も何も一緒になって出たところ、入ったところというような計算とでは、全然やはりわかり方が違うと思うのです。その辺については、そうでなくて今の町のやり方のほうがわかりやすいと考えますか。それとも、そうでなくて、他町村で行っている、広尾スタイルでない真水の部分を出す計算方式のほうがわかりやすいと思いますか。どちらがわかりやすいと思いますか。まず、そこからスタートしたいと思います。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） それぞれの事業において、寄附金がどう使われたかという部分と、あと一般財源が最終的にどのくらい使われたのかというところでありますけれども、決算の主要な施策等の説明資料の中でも、ふるさと納税の関係については、その年度に寄附になった関係については、それぞれの使途内容について合計額を占めさせていただいております。また、その使われた事業、ふるさと納税を使って行った事業の内訳、そして、それに幾らふるさと納税が基金として取り崩しをされたのか、そして、一般財源がどれだけ使われたのかというのは、決算の成果報告書の中でお示しをさせていただいております。その辺で、今、個々の補正予算の中ではお示しをすることできませんけれども、決算の中でそういった形でお示しをさせていただいておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

1、議長（堀田） 10番、^{おだ}小田議員。

1、10番（^{おだ}小田） そうすると、最後の決算の中で、わかりやすい方法と言ったらあれですけども、それも今後出していただけるというふうに考えていいのですかね。出なくはないよね、こちらが要求していればね。前崎議員からずっと来ているその真水の部分ということで、実際にふるさと納税の中で入った金額と使った経費を差し引いて、実際に純益というか、真水の部分が幾らあったかということが、それは大変重要なことであって、ただ全て項目を並べて、さあ自分で計算しろということにはならないと思う。だから、決算書できちっとそういうことを出す方向で考えていただければ、いただければもう質問をやめるというわけではないけれども。できますよね。その辺ちょっと何とか、そろそろ観念して、そういうのも出してくださいよと言うのですけれども。

（不規則発言あり）

別に、別の資料でそういうときにきちっと出してくれればいい。

1、議長（堀田） ^{おだ}小田議員、質疑ですので、意見の発言は控えてください。
暫時休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時45分 再開

再開します。

田中副町長。

1、副町長（田中） ^{おだ}小田議員さんから、わかりやすい明確な積み立て、きちっと費用を差し引いた上での積み立てをしてはどうかというご提案であります。これは過去からも予算委員会等でもお話があった部分でありますけれども、町としましては、先ほどからの繰り返しになりますけれども、

その年に寄附になった部分については全額を積み立て、そして、後年次に必要な事業に充当していくというところで整理をしているところであります。

十勝管内の状況を確認させていただいておりますけれども、約半分半分が今のように全額を積み立てるという方式、それから小田議員さんがおっしゃっているような経費を差し引いて積み立てるというようなところで、どれがというところではありませんけれども、広尾町としては今までの流れの中で、そういう形で整理をさせていただいておまして、全ての内訳の経費の部分については、決算の中でお示しをさせていただきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、歳入に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第86号 令和元年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第87号 令和元年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第88号 令和元年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第89号 令和元年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第90号 令和元年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） この介護サービスの部分の、いわゆる給食業務委託料の債務負担行為の関係でありますけれども、前にも申し上げましたけれども、2018年度、それから今年度、2回、養護老人ホーム、それから特別養護老人ホームの総務常任委員会としての所管事務調査を行っております。この中で、介護員あるいは支援員の職員不足という形で、入所者が定員に満たないという説明等の所管事務調査はさせていただきましたけれども、この給食業務に関する部分については、この2年間そういった説明がなかったわけでありまして、先月の末に初めてこういった議員協議会で説明を受けたわけですが、非常にこのやり方といいますか、性急過ぎるという感が否めないというふうに思うわけでありまして、今回の提案に至った、政策決定した時期はいつごろなのか、その点について詳しくご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 2018年、2019年というところで所管事務調査を行っていただいております。その中で給食調理員の関係について運営状況の報告の中でも説明がなかったという点でございます。そういった機会があったにもかかわらず、議会のほうにそういった説明をしていなかったというところで大変申しわけなく思っているところであります。

そこで、給食調理員の関係につきましては、これは前崎議員もご承知のとおり平成20年から第4次の行政改革が行われておりまして、その後、平成30年から第5次行革がスタートしているわけでありまして、その行政改革の取り組みの中で、民間活力を生かした事務事業の見直しというところの取り組み項目に挙げさせていただいて、もう平成20年からですから、これまでもう10年以上にわたってそういった検討を庁内ではさせていただいてきているというところであります。

その行革の中でも、30年から32年、平成でありますけれども、令和に直しますと令和2年までの間に給食業務については民間に委託をというところの検討を進めてきたわけでありまして、このまま直営のという部分も念頭にしながら、職員の募集も行いながらやってきたというのが現状であります。ただ、議員協議会の中でお話をさせていただきましたけれども、再三にわたって職員の公募をしてきた中であつても応募がない、職員が集まらないという状況の中で、この現状を放置できないだろうというところで政策決定をさせていただき、委託について今回提案をさせていただいているという状況にありますので、よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 4番、前崎議員。

1、4番（前崎） 広尾町の国保病院は、この給食業務委託については平成24年から行っておりますけれども、いわゆる計画はもっと、5年、6年前から樹立をして、なおかつ2、3年前からそう

いった計画については一定程度公にしていたということで、今回この部分については計画の部分と実際具体的に具現化する政策決定の事項、この部分が余りにも短いのではないかとということかと思えます。

それで、今般の説明で、臨時職員が9人いますけれども、この中でパートの方が5人いますけれども、先ほどの説明では、この議会の議決後に指名委員会等を開いて契約をするということなのですけれども、例えば新年度新たに委託業者に移行する場合に、この9人の臨時職員の方々についての意向調査は当然やられていると思うのですけれども、現時点でどういった内容なのか、これについてご説明をいただきたいと思えます。

1、議長（堀田） 金石特別養護老人ホーム所長。

1、特別養護老人ホーム所長（金石） 現在いる職員についてですけれども、8月に職員のほうに委託の方向性を説明いたしまして、そのときに委託会社の意向のほうを調査しました。その時点では、会社が決まらない、そして待遇が決まらない限り判断ができないということで、働きたい希望の方はいるのですけれども、基本的に人数的には明確になっていない状況であります。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結いたします。

次に、議案第91号 令和元年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）についてを審議します。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

これをもって各会計ごとの質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第85号 令和元年度広尾町一般会計補正予算（第4号）についてから議案第91号 令和元年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの7件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第85号から議案第91号までの7件を一括して討論、採決することに決しました。お諮りします。本案7件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案7件は討論を省略します。

これより議案第85号 令和元年度広尾町一般会計補正予算（第4号）についてから議案第91号

令和元年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの7件を一括採決します。

お諮りします。本案7件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案7件は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 発議第13号

1、議長（堀田） 日程第9、発議第13号 「再編統合」対象の公立・公的病院名公表の撤回を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

11番、旗手恵子議員、登壇願います。

1、11番（旗手） 発議第13号 「再編統合」対象の公立・公的病院名公表の撤回を求める意見書の提出について、会議規則第14条第2項の規定により提出するものです。

意見書案の内容です。

厚生労働省は9月26日、再編統合の再検証を求める公立・公的病院として全国424病院を公表し、来年9月までに結論を出すことを求めた。

このうち、北海道は54施設と都道府県では最多となっており、名指しされた病院の自治体、医療関係者からは「地域の実情が反映されていない」という怒りの声とともに、住民からは存続を心配する声が寄せられている。

人口減少が進む中、地方創生に取り組む地域にとって、医療は欠くことのできない社会基盤である。国・厚労省は公表した公立・公的病院を「診療実績が特に少ない」「診療機能が類似・近接」と分析しているが、たび重なる患者負担増や医師不足等で医療を受けたくても受けられない実態や、経営難によって医療機関が縮小している現状を無視したもので、余りにも機械的、一律な進め方と言わざるを得ない。

とりわけ北海道は、広大な面積といった地理的条件、冬期間の積雪・寒冷といった気象条件、JR路線をはじめとした公共交通機関の削減が進行し、通院の足が奪われ、医療過疎が深刻な地域である。

病床削減を迫る「地域医療構想」は、それ自体に無理があり、「地域医療構想調整会議」において議論を続けているが、いまだに結論を見出せずにいる。

それにもかかわらず、「判断の材料にしてほしい」と、「調整会議」の議題にしようとする国・厚労省の進め方は、地域の議論に停滞や混乱をもたらしかねず、地方自治の精神にも反している。

国における今般の病院名の公表については、一度撤回した上で、地域医療構想の進め方について、地方自治体など地域の意向を尊重して進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先は、記載のとおりです。

議決方よろしくお願ひいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第10 発委第4号

1、議長（堀田） 日程第10、発委第4号 閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。

本件の調査事項は各自お手元に配付しておりますので、委員長の提案説明を省略して事務局長に朗読させます。

道事務局長。

1、議会事務局長（道） 発委第4号 閉会中の委員会継続調査について。

地方自治法第109条の規定による次の所管事務調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定に申し出るものであります。

申し出者は、総務常任委員会委員長、産業常任委員会委員長、議会運営委員会委員長であります。

記といたしまして、1、調査期間は、令和元年第4回定例会終了後から令和2年第1回定例会まで。

2、調査事件。

総務常任委員会、（1）、第2期広尾町総合戦略について。

産業常任委員会、（1）、町道の除排雪計画について、（2）、家畜伝染病の現状と課題について。

議会運営委員会、（1）、議会の運営に関する事項について、（2）、議会の基本条例、会議規則等に関する事項について、（3）、議長の諮問に関する事項について。

以上であります。

1、議長（堀田） お諮りします。会議規則第75条の規定により、各常任委員会及び議会運営委員

会の活動として、申し出のとおり閉会中も継続して調査できるよう提案がありました。

各委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上をもって本定例会に付議された案件は、全て終了しました。

お諮りします。これをもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて令和元年第4回広尾町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時02分